

事務連絡  
令和2年3月9日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿  
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長及び  
国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長は参考送付)

農村振興局整備部設計課  
施工企画調整室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務  
の入札等の手続きの対応について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す  
観点から、直轄工事及び業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続に当  
たり、下記のとおり対応されたい。

## 記

### 1 ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって3月9日から15日までの間にヒアリング  
の実施を予定している場合、ヒアリングの必要性を再検討し、可能な限り省  
略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取  
るものとする。

- (1) 3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうかを検討する。
- (2) ヒアリングを3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実  
施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話  
やweb会議を活用する。
- (3) やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじ  
め相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの  
悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推

奨励する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

## 2 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元予第2076号）や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応を行うこと。

- ・ 上記通知に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事等についても実績として認める。
- ・ 今後、新たに入札公告を行う業務において、評価基準日（入札公告日等）が以下の期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

「通知に基づく一時中止等により、履行期間を延長する前の時点における業務請負契約書上の履行期限から、通知に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間。」